

日時 平成 23 年 10 月 7 日 (金)
9 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務署長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) e-Tax の普及・拡大について
○別添 1 のとおり

(総務課)

(2) 作文の応募状況について

(管理運営部門)

イ 中学生の「税についての作文」

管内 29 校全校から 5,707 編の応募 (前年比 116.5%)

ロ 高校生の「税に関する作文」

管内 4 校から 129 編の応募 (前年比 26.2%)

○中学生及び高校生の優秀作品を 11 月 16 日 (水) 熊谷文化創造館「さくらめいと」月のホールで行われる「納税表彰式」で表彰する予定です。

(3) 住宅借入金等特別控除を受けるための証明書の発送について (管理運営部門)
○発送予定日：10月20日(木) 約2,000件

(4) 東日本大震災に伴う3月期決算法人の中間申告分の仮決算のお願いについて (管理運営部門)

(5) 決算等説明会の日程について (個人課税部門)
○別添2のとおり

(6) 確定申告関係(税務支援等)について (個人課税部門)
イ 平成23年分申告相談体制について

ロ 無料税務相談日数について

(7) 相続税及び贈与税の震災関連事項について (資産課税部門)
○別添3のとおり

添付書類

- 1 3月決算法人の中間申告・9月決算法人の確定申告書の作成・提出も e-Tax
のご利用を! (総務課)
- 2 平成23年度決算等説明会日程表(個人事業者) (個人課税部門)
- 3 相続税及び贈与税の震災関連事項について (資産課税部門)

関東信越税理士会
熊谷支部会員 各位

平成 23 年 10 月 7 日
熊 谷 税 務 署

**3月決算法人の中間申告書
9月決算法人の確定申告書
の作成・提出も e-Tax のご利用を！**



税務署からのお願い！

e-Taxの利用促進につきましては、ご協力いただき
ありがとうございます。

さて、3月決算法人の法人税・消費税等の中間申告、
9月決算法人の法人税・消費税等の確定申告につきましても、
より多くe-Taxをご利用くださいますようお願い申
し上げます。

○ e - T a x の利用可能時間

- ・ 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後9時00分
(祝日等を除きます。)

○ 利用可能手続き

- ・ e - T a x への申告及び申請・届出等の送信
- ・ 電子納税の利用 (金融機関システム稼動時間帯のみ)
- ・ e - T a x の開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナーの利用

※ ご不明な点は、総務課長又は総務課長補佐までお尋ねください。
(電話 048-521-2905)

平成23年度 決算等説明会日程表（個人事業者）

1 青色申告決算等説明会

開催月日	開催場所	開催時間	対象者
23. 12. 1 (木)	熊谷文化創造館さくらめいと 会議室1 熊谷市拾六間111-1	午前10時～12時	事業所得者 又は 不動産所得者
		午後2時～4時	事業所得者 又は 農業所得者

2 白色記帳制度適用者決算説明会

開催月日	開催場所	開催時間	対象者
23. 12. 9 (金)	熊谷文化創造館さくらめいと 会議室1 熊谷市拾六間111-1	午前10時～12時	事業所得者 又は 不動産所得者
		午後2時～4時	農業所得者

資産課税 部門

(連絡事項)

○ 相続税及び贈与税の震災関連事項について

平成23年4月27日の震災特例法の施行により、①財務大臣が指定した「青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉の7県下全域及び埼玉県加須市（うち旧大利根町及び旧北川辺町）、久喜市、新潟県十日町市、津南町、長野県栄村」内にある土地等（特定土地等）と一定の株式等（特定株式等）については、その取得の時の時価によらず、「震災後を基準とした価格」により評価できるとともに、②平成22年分の贈与税又は相続開始年月日が平成22年5月11日から平成23年3月10日までの相続税の申告書の提出期限は平成24年1月11日まで延長されることになりました。

「震災後を基準とした価格」を計算するための「調整率」は10月から11月に国税庁ホームページに発表される予定ですが、本日現在ではまだされておられません。

そこで、この「調整率」が発表された後には、次の点にご配慮願います。

(1) 相続税又は贈与税の申告書を提出済の場合

既に相続税又は贈与税の申告書を提出されている場合は、調整率公表後、早期に更正の請求の提出をお願いします。

なお、更正の請求の期限は、震災特例法の施行日である本年4月27日以前に提出された申告書は、施行日後1年の平成24年4月26日（木）となり、施行日後に提出された申告書は、平成24年1月11日から1年後の平成25年1月11日（金）となります。

また、減額が見込まれる方については、11月中を目途として更正の請求ができる旨の案内文を送付する予定ですが、詳細については、今後内容が決まり次第連絡いたします。

(2) 期限までに相続税又は贈与税の申告書を提出する場合

相続税又は贈与税の申告書は、調整率公表後、申告期限までに早期に申告書の提出をお願いします。

(3) 贈与税の申告案内について（該当署のみ）

震災特例法により申告書の提出期限が平成24年1月11日まで延長されることから、申告が必要な方に対して、11月中を目途として申告が必要な旨の案内文を送付する予定ですので、ご承知おきください。